

誓約書

このたび（ ）建築に当たり下記事項を履行することを誓約し、万一規則に違反するか不都合な行為があるとき又は義務を履行しないときはその責を負います。

記

1. 構造物は、道路の中心より2 m以上の距離をとること。
(道路幅員が4 m以下の場合。)
2. 塀、生垣、その他道路、民地との境界を区別する構造物についても道路中心より2 m以上の距離をとること。
3. 家屋、その他構造物の築造に際し、基礎工事施行前に町役場係員の検査を受けること。
(生垣の植え込みも同様とする。)

年 月 日

申請者住所

氏名

印

上峰町長

殿